

教育訓練給付金のご案内

教育訓練給付金とは？

労働者の主体的なスキルアップを支援するため、厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練を受講・修了した方に対し、その費用の一部が支給される制度です。

対象となる教育訓練は、そのレベルなどに応じて3種類があり、それぞれ給付率が異なります。

対象講座

対象の教育訓練は、**約17,000講座**。

具体的な講座は、**教育訓練給付制度【検索システム】**で検索できます。

オンラインで受講できる講座や、夜間・土日に受講できる講座もあり、働きながら受講することができます。

[教育訓練 検索](#)



検索



教育訓練の種類と給付率	対象講座の例
<p>専門実践教育訓練 最大で受講費用の80% [年間上限64万円] を受講者に支給</p> <p>※2024年9月までに受講開始した場合 最大で受講費用の70% (年間上限56万円)を支給</p>	<p>業務独占資格などの取得を目標とする講座</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護福祉士、看護師・准看護師、美容師、社会福祉士、歯科衛生士、保育士、調理師、精神保健福祉士、はり師 など <p>デジタル関係の講座</p> <ul style="list-style-type: none"> 第四次産業革命スキル習得講座（経済産業大臣認定） ITSSレベル3以上の情報通信技術関係資格の取得を目標とする講座 <p>大学院・大学・短期大学・高等専門学校の課程</p> <ul style="list-style-type: none"> 専門職大学院の課程及び外国の大学院の経営管理に関する学位課程（法科大学院、教職大学院、MBA など） 職業実践力育成プログラム（文部科学大臣認定） など <p>専門学校の課程</p> <ul style="list-style-type: none"> 職業実践専門課程（文部科学大臣認定） キャリア形成促進プログラム（文部科学大臣認定）
<p>特定一般教育訓練 最大で受講費用の50% [上限25万円] を受講者に支給</p> <p>※2024年9月までに受講開始した場合 受講費用の40% (上限20万円)を支給</p>	<p>業務独占資格などの取得を目標とする講座</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護支援専門員実務研修、介護職員初任者研修、特定行為研修、大型自動車第一種・第二種免許 など <p>デジタル関係の講座</p> <ul style="list-style-type: none"> ITSSレベル2の情報通信技術関係資格の取得を目標とする講座 <p>大学等、専門学校の課程</p> <ul style="list-style-type: none"> 短時間の職業実践力育成プログラム（文部科学大臣認定） 短時間のキャリア形成促進プログラム（文部科学大臣認定） <p>職業能力評価制度の検定（技能検定又は団体等検定）の合格を目指す課程</p>
<p>一般教育訓練 受講費用の20% [上限10万円] を受講者に支給</p>	<p>資格の取得を目標とする講座</p> <ul style="list-style-type: none"> 輸送・機械運転関係（大型自動車、建設機械運転等）、介護福祉士実務者養成研修、介護職員初任者研修、税理士、社会保険労務士、Webクリエイター、CAD利用技術者試験、TOEIC、簿記検定、宅地建物取引士 など <p>大学院などの課程</p> <ul style="list-style-type: none"> 修士・博士の学位などの取得を目標とする課程

給付条件

教育訓練給付金を受けるには、雇用保険の加入期間などの条件があります。

パート・アルバイトや派遣労働者の方も対象です。

受講開始日時点で、在職中で雇用保険に加入している

はい

いいえ

離職してから1年以内である

妊娠、出産、育児、疾病、負傷などの理由により
適用対象期間の延長を行った場合は最大20年以内

はい

いいえ

今までに教育訓練給付金を受けたことがない

はい

いいえ

雇用保険の加入期間が
1年以上ある

専門実践教育訓練を受講する場合は2年以上

はい

いいえ

はい

いいえ

次のいずれにも該当すること

- 前回の受講開始日以降、雇用保険の加入期間が3年以上ある
- 前回の支給日から今回の受講開始日までに3年以上経過している

※他の支援策として、
主に離職中の方を対象とした
求職者支援訓練などがあります

※求職者支援訓練は、離職してから1年以内で、教育訓練給付の受給に必要な雇用保険の加入期間が不足している方も対象です。
詳しくはハローワークにご相談ください。

教育訓練給付金が受けられます

教育訓練給付金が受けられます

必要な雇用保険の加入期間を過ぎると
教育訓練給付金が受けられます

➡ ハローワークで支給要件照会の手続きをすると、給付が受けられるかどうかをより詳しく調べることができます。

給付手続き

専門実践教育訓練

特定一般教育訓練

一般教育訓練

訓練前キャリアコンサルティング

どのハローワーク、キャリア形成・リスキリング支援センターでも受けることができます

受給資格確認

受講開始日の2週間前までに、お住まいを管轄するハローワーク※で行います

講座の受講・修了

支給申請

次のいずれかの日の翌日から1か月以内に、お住まいを管轄するハローワークで行います※

- 専門実践教育訓練・・・受講開始日から6か月ごとの期間の末日又は修了日
- 特定一般・一般教育訓練・・・修了日

※「e-Gov電子申請（<https://shinsei.e-gov.go.jp/>）」から電子申請も可能です。

お問い合わせ

給付条件や手続きの詳しい内容は、お住まいを管轄するハローワークにお問い合わせください。

厚生労働省ホームページ（教育訓練給付制度について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html

